

# 八尾市社会福祉協議会おひさまこども園給食調理業務事業者募集要項 (公募型プロポーザル)

## 1. 目的

認定こども園で提供する給食は、子どもたちの発育・発達の基盤であるとともに、望ましい食習慣及び生活習慣の形成を図るなど、極めて重要な役割を持つものです。

社会福祉法人八尾市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）では、本園が運営する認定こども園の給食調理業務を専門業者に委託するにあたり、衛生管理の徹底や食物アレルギー及び離乳食等への的確な対応など、子どもに安全・安心で衛生的な食事を安定的に提供できる技術と知識、実績を兼ね備えた事業者を選定することが重要と考えています。

これらをふまえ、認定こども園の給食調理業務を委託するのに最も相応しい事業者を選定するため、プロポーザルを実施するものです。

## 2. 業務の概要

### (1) 業務名

八尾市社会福祉協議会おひさまこども園給食調理業務

### (2) 業務履行場所及び定員

八尾市社会福祉協議会おひさまこども園（以下、「本園」という。）

八尾市植松町5丁目8番5号 定員160名

### (3) 委託期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日（3年間）

ただし、委託業務の実施状況によっては、契約期間を延長できるものとし、延長できる期間は2か年度を限度とする。

また、提案内容が確実に履行されないときは、契約期間の途中であっても、契約の解除ができるものとする。

### (4) 業務内容

- ①献立の作成
- ②食材等の発注・検収・保管
- ③給食調理
- ④盛り付け・配膳・下膳
- ⑤食器具等の洗浄、消毒、保管
- ⑥残菜及び厨芥の処理
- ⑦調理室等の清掃及び日常点検
- ⑧その他、上記の業務に付帯する業務

※詳細については別紙「八尾市社会福祉協議会おひさまこども園給食調理業務仕様書」のとおり。

## 3. 年間委託料の上限額

### (1) 業務委託料

	月 額	月数	年 額
業務委託料（税別）	1,193,000円	12か月	(A) 14,316,000円

## (2) 食事代

	1食あたりの単価	⑨必要食数 (参考値)	合計
園児(1号認定児)	200円	185日×24人	888,000円
園児(2号・3号認定児)	250円	290日×136人	9,860,000円
職員	300円	290日×35人	3,045,000円
検食・保存食	150円	290日×2食	87,000円
見本食(給食・離乳食・おやつ含む)	420円	290日×1食	121,800円
年間食事代上限額(税別)			(B) 14,001,800円

⑨必要食数については、最大食数に基づき算出しています。

## (3) 年間委託料の上限額

年間委託料の上限額(A+B) + 消費税10%

(注) 31,149,580円

(注) 食事代については、最大必要食数に基づき算出しているため、実際の契約額とは異なります。また、食事代の支払いは、1食あたりの単価に基づく実績払いとなります。

## 4. 応募資格

- (1) 本会が示す「八尾市社会福祉協議会おひさまこども園給食調理業務仕様書」の業務内容を確実に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有していること。
- (2) 本園と同規模以上の保育所または認定こども園の給食調理施設での給食調理業務の受託実績が3年以上の実績があり、現在も受託していること(基準日:令和4年4月1日)。
- (3) 「大量調理施設衛生管理マニュアル」(平成29年6月16日厚生労働省改正)及び文部科学省・厚生労働省が定める給食関係のマニュアルその他関係通知等に基づく認定こども園給食調理業務が可能であり、園に栄養士または調理師の免許を有する従事者の配置が可能であること。
- (4) 過去3年間(令和元年8月から令和4年7月)に、保育所または認定こども園給食調理業務において食品衛生法の営業禁止または停止の処分を受けていないこと。
- (5) 食育に関する指導体制、職員の教育、安全・衛生管理体制、事故発生時の補償体制、職員が欠けた場合の業務継続体制が確立されていること。
- (6) 認定こども園における給食の意義や特色を十分理解し、その円滑な実施に協力できること。
- (7) 法人税(法人以外の団体にあつては、その代表者の所得税)、市町村民税及び固定資産税を滞納していないこと。
- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て、または民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (9) 八尾市暴力団排除条例(平成25年八尾市条例第20号)第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者(以下「暴力団密接関係者」という。)に該当する者でないこと。

## 5. 募集要項等の公表・配布

- (1) 公表・配布日:令和4年7月26日(水)
- (2) 配布書類

- ①八尾市社会福祉協議会おひさまこども園給食調理業務事業者募集要項（本書）
  - ②八尾市社会福祉協議会おひさまこども園給食調理業務仕様書
  - ③様式集
- (3) 配布方法  
本園ホームページからダウンロードしてください。

## 6. 現地確認

- (1) 開催日時 令和4年7月31日（日）午前10時より  
(開始の10分前には集合してください。)
- (2) 集合場所 おひさまこども園 1階事務所
- (3) 内容 給食調理室の確認  
なお、当日は調理機器・設備等の確認のみで、説明はありません。  
また質問は別途、質問受付期間にメールにて問い合わせてください。
- (4) その他 現地確認の参加を希望する申請予定者は、令和4年7月26日（火）～7月28日（木）の正午までに現地確認の参加申込書（様式5）に必要事項（法人の名称及び参加者の人数、氏名）を記入の上、おひさまこども園まで電子メールもしくはFAXで提出すること。受信確認のため、送信後すみやかにおひさまこども園（072-991-1155）に電話連絡すること。  
なお、参加人数は1申請団体につき2名以内とする。

## 7. 質問の受付及び回答

- (1) 質問の受付期間  
令和4年8月1日（月）から8月8日（月）
- (2) 質問の提出方法  
電子メールのみの受付としますので、質問内容を簡潔にまとめ、表題を「八尾市社会福祉協議会おひさまこども園給食調理業務にかかる質問事項」とし、本園下記アドレスへ送信してください。  
送付先：八尾市社会福祉協議会おひさまこども園  
E-mail: ohisama@yaosyakyo.org  
※来訪、電話及びFAXでの受付はしません。  
※また、受信確認のために電話連絡をしてください。  
電話：072-991-1155（直通）  
電話連絡時間：午前9時00分から午後5時00分  
ただし、受付期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く。
- (3) 回答方法  
質問の回答については、令和4年8月18日（木）中に本園ホームページに掲載します。

## 8. 参加申込

- (1) 受付期間：令和4年8月19日（金）から令和4年8月25日（木）  
ただし、受付期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く。
- (2) 受付時間：午前9時00分から午後5時00分
- (3) 受付場所：八尾市植松町5丁目8番5号  
社会福祉法人八尾市社会福祉協議会おひさまこども園

#### (4) 提出書類

##### ①参加申込書（様式1）

##### ②提案書5部

※提案書5部について、原本2部及びコピー3部を提出してください（※コピー3部については、選定委員会用のため、会社名等事業者が特定できないよう原本から消したものを用意してください。また、原本がカラーの場合は、カラーでコピーしてください）。

##### ③経費見積書及び内訳書2部

※様式は任意としますが、必ず代表者印が押印されたものを提出してください。

※見積金額は、仕様書に基づき算出した見積額（消費税及び地方消費税を含む）を記載してください。

また、経費別内訳書（任意様式）を添付してください。内訳書には、人件費等の業務委託料と食事代（1食あたり単価を含む）を区分して記載してください。

##### ④給食調理業務受託状況（様式2）

##### ⑤誓約書（様式3）

##### ⑥法人の経営状況を証する書類（法人以外の団体にあつてはこれに類する書類）

#### (5) 応募に際しての注意事項

##### ①失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格または無効となります。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

ウ 審査の公平性に影響を与える行為があつた場合

エ 募集事業に違反すると認められる場合

オ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき

カ 委託料上限金額を超える見積価格となっている場合

また、受託候補者として決定した後に、虚偽の記載や不正な行為等が判明した場合は、本会は受託候補者としての決定を取り消す等の措置をとることができるものとします。

##### ②複数提案の禁止

同一事業者が複数の提案書の提出を行うことはできません。

##### ③返却等

当業務の応募に係る提出書類はすべて、理由の如何を問わず返却しません。

##### ④費用負担

当業務の応募に係る提出書類の作成、提出等プロポーザル応募に要する経費等は、すべて当業務に応募される事業者負担とします。

##### ⑤提案書

仕様書に基づき提案してください。

提案書には、給食業務従事者の従事体制を記入し、体制が確認できるシフト表等についても記載してください。

また、本園と同規模程度の園で実施した、給食及びおやつのおやつ1年分の献立表を添付してください。

原則としてA4版用紙、横書き、左綴じとし、ページ番号をつけること。ただし、記載内容に応じて任意の様式も可能とします。

その他、仕様書に定めのない内容で、当業務を効率的、効果的に実施するため有効となる内容についての提案があれば記載してください。

提案書の提出後、本園において内容などの確認が必要な場合は連絡する場合があります。その際は、電話回答ではなく、直ちに電子メールで回答してください。

## ⑥経費見積書

見積金額は、仕様書に基づき算出した年間の見積額（消費税及び地方消費税を含む）を記載してください。

また、経費別内訳書（任意様式）は、食材料費と委託料（人件費等）を分けて記載してください。

午前おやつ・昼食（乳児・幼児）・午後おやつごとの1食あたりの見積単価についても記入してください。

## ⑦その他

当業務に応募される事業者は、書類の提出をもって募集要項等の記載内容に同意したものとみなします。

提出後の差し替え又は資料の追加などは一切受付しませんので、提出の際はよく確認のうえ提出してください。

また、本会が必要と認める場合は、提出書類の差替、訂正、追加、再提出を求めることがあります。

## 9. 書類提出後の辞退について

やむを得ない理由等で書類提出後に辞退する場合は、「参加辞退届」(様式4)を作成し、令和4年8月31日（水）までに持参または郵送にて必着で提出してください。

## 10. 審査及び選定

### (1) 選定

受託候補者の選定は、「八尾市社会福祉協議会おひさまこども園給食調理業務事業者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）の審査に基づき、会長が決定します。

### (2) 審査方式

審査方式は、提案者から提出された提案書と提案者へのヒアリングで審査をします。

#### \* 審査基準と配点

業務委託事業者の選定にあたっては、次の①から⑤までの選定基準に基づき評価する。なお、評価点数については100点を満点とし、最低審査基準点（60点）に達しない場合は候補者として選定しない。

また、①から⑤の選定基準ごとの各評価項目の評価得点の合計が無得点（0点）となった場合は、他の選定基準における評価得点の状況を問わず、候補者として選定しない。

	評価項目	評価視点	配点
1	業務運営の状況	<ul style="list-style-type: none"><li>・財務状況や事業の受託実績があるか。</li><li>・品質管理や個人情報の管理が適切にされているか</li><li>・給食の意義や役割を認識し、意欲や熱意があるか。</li></ul>	20点
2	調理体制や調理内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・年齢（月齢）に合わせた給食（離乳食含む）が指定された時間に提供できるか。</li><li>・大量調理業務経験のある従事者や業務責任者の配置及び従事者研修が計画されているか。</li><li>・調理業務従事者が休む場合の代替職員の確保が出来ているか。</li><li>・栄養のバランスや子どもが親しみやすい調理の工</li></ul>	40点

		夫、食物アレルギーの対応などの提供ができるか。 ・職員や園児、保護者とかかわりながら食育を推進する意欲があるか。	
3	衛生管理体制	・衛生管理マニュアルがあり、従事者に衛生管理教育がされているか。 ・調理従事者の健康管理が適切にされているか。	10点
4	危機管理体制	・事故や災害発生時における対応が確立されているか。 ・業務の遂行が困難になった場合でも代行業者により業務が継続される体制になっているか	10点
5	見積金額	・委託料上限価格と比較し、提案価格が縮減や縮減に向けた努力をしているか。	20点
合計点数			100点

### (3) ヒアリング

#### ①実施日時及び場所

ヒアリングを実施する日時等については、別途文書にて通知します。

#### ②実施時間

ヒアリングは1者あたり20分程度とします。

#### ③出席者

出席者は各者3名以内とします。

### (4) 業務委託事業者の選定方法

①選定委員会は、失格者が提出した提案書を除き、提案書及びヒアリングの内容を評価して得点を付し、総合評価点数が最も高い提案をした者を業務委託事業者として決定します。

②総合評価点数の同じ者が2者以上あるときは、見積金額の低い者を業務委託事業者として選定します。

④申請者が1者であっても審査を実施し、最低審査基準点以上の場合、その者を業務委託事業者として選定します。

### (5) 結果通知

ヒアリング審査後の最終選定結果については、令和4年9月12日(月)にヒアリング審査参加者に結果を通知します。

### (参考) 選定スケジュール

募集要項等の公表・配布	令和4年7月26日(火)
給食調理室の確認 申込の受付期間	令和4年7月26日(火)から7月28日(木)
給食調理室の確認	令和4年7月31日(日) 午前10時から
質問受付期間	令和4年8月1日(月) から令和4年8月8日(月)
質問の回答	令和4年8月18日(木)
参加申込書及び提案書等の受付期間	令和4年8月19日(金) から令和4年8月25日(木)
ヒアリング	令和4年9月7日(水)
審査結果通知	令和4年9月12日(月)
業務委託開始	令和5年4月1日(土)

※日程については変更となる場合があります。

## 11. 留意事項

- (1) 選定された委託事業者が、正当な理由なくして契約等の締結に応じない場合は、決定を取り消すことがある。
- (2) 選定された委託事業者が、契約の結までに次に掲げる事項に該当するときは、その決定を取り消し、契約等を締結しないことがある。
  - ① 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。
  - ② 著しく社会的信用を損なう等により、委託事業者として相応しくないと認められるとき。
- (3) 業務の引継ぎ
  - ① 指定期間前の引継ぎ  
指定期間の始期から支障なく給食調理業務が実施できるよう、現受託事業者との引継ぎを必要に応じ、随時行うものとする。なお、引継ぎに係る必要な経費については、選定された委託事業者側の負担とする。
  - ② 指定期間満了後の引継ぎ  
指定期間満了後、次期受託事業者に業務を引継ぐ際には、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータを提供するなど、利用者の不利益にならないよう、お互いに適正な引継ぎに努めること。
- (4) 問合せ先

〒581-0084

八尾市植松町5丁目8番5号

社会福祉法人八尾市社会福祉協議会おひさまこども園

TEL 072-991-1155

FAX 072-991-1177

E-mail : [ohisama@yaosyakoyo.org](mailto:ohisama@yaosyakoyo.org)

電話連絡時間：午前9時00分から午後5時00分  
ただし、受付期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く